

公益社団法人 船橋青色申告会 支部運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人船橋青色申告会（以下以下「本会」という。）が行なう公益目的事業及びその他の事業活動を適法で適正かつ円滑に遂行し、会活動の活性化に資するため、定款第44条の規定に基づき設置する委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

- 第2条 定款第44条の規定に基づき、表1に掲げる支部を設ける。
- 2 理事会が必要と認めるときは、業種別支部を設置することができる。
 - 3 当面は、現状の組織を継続し、必要に応じて見直しをする。

表1

ブロック等	支部名
西部ブロック	本中山 葛飾 海神第一 海神第二 塚田 (5)
丸山法典ブロック	丸山 法典 (2)
中央ブロック	本町 湊町 南本町 夏見 (4)
宮本ブロック	宮本第一 宮本第二 宮本東 宮浜 東船橋 (5)
習志野ブロック	習志野 高根 松が丘 大穴 北習志野第一 北習志野第二 (6)
東部ブロック	前原 三田 薬円台 飯山満 (4)
北部ブロック	北部第一 北部第二 北部第三 (3)

(会員の所属)

- 第3条 本会の会員は、前条の支部に所属する。ただし業種別支部に属する会員はこの限りではない。
- 2 前項の支部に属さない会員は、本会事務局に所属するものとする。

(支部の事業)

第4条 支部は本会の目的を達成するため、本会定款第4条に定める事業を行う

(支部の役員)

第5条 支部は、支部長1名、副支部長若干名、班長（支部理事）若干名、会計並びに監事に1名以上の支部役員を置く。

(役員を選任)

- 第6条 支部長は、会員のうちから、理事会が選任する。
- 2 副支部長、班長（支部理事）、会計並びに監事は、支部内の定めにより会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 前条の役員任期は2年間を原則とし、通常総会の日始まり、2年後通常総会の日終わる。ただし、増員又は補充のため選任されたときは、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 支部長は、支部を代表し支部の会務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 班長(支部理事)は、支部長の指示により本会の連絡等を行う。
- 4 会計は、支部の会計を管理する。
- 5 監事は、支部の会計および事業内容を監査する。

(会議)

第9条 支部の会議は、支部長が必要と認めたときに、招集する。

- 2 会議の議長は支部長がこれにあたる。支部長に事故ある時は、副支部長が代行する。
- 3 会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決する。
- 4 本会の役員は支部の会議に出席して意見を述べることができる。

(議決事項の報告)

第10条 支部の会議において決議した重要な事項は、本会に理事会に報告しなければならない。

(支部資産の構成)

第11条 支部の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会からの支部活動費前払金
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第12条 支部の資産は、支部長がこれを管理する。

(支部の事業及び会計年度)

第13条 支部の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部の経費)

第14条 支部の経費は資産をもって支弁する。

(事業報告及び収支決算)

第15条 支部の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に支部長が作成し、速やかにこれを会長に報告しなければならない。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、支部の運営等に関し必要な事項は支部長が会議に諮ってこれを会長に報告しなければならない。

(支部運営規程の改廃)

第17条 この支部運営規程の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。